

兵庫県公報

令和2年11月30日 月曜日 第8号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（水産課）	1

公布された法令のあらまし

●特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（規則第53号）

漁業法の一部改正に伴い、1年間に採捕することができる漁獲量の上限が設定される特定水産資源の適正な管理を行うため、知事が管理することとされる特定水産資源の漁獲量等の報告に関して必要な事項を定めることとした。

規 則

特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則をここに公布する。

令和2年11月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第53号

特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第26条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、法第11条第2項第3号に規定する特定水産資源（次条において「特定水産資源」という。）に係る法第26条第1項及び第30条第1項の規定による報告（第3条において「特定水産資源の漁獲量等の報告」という。）に関し、法及び漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。次条において「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（報告すべき事項）

第2条 省令第16条第2項第7号に規定するその他参考となるべき事項は、法第19条第3項の規定による通知に係る通知番号とする。

2 省令第19条第2項第4号に規定するその他参考となるべき事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第30条第1項に規定する漁獲努力量管理区分に係る特定水産資源を採捕した場合にあっては、当該特定水産資源の漁獲量
- (2) 法第57条第1項又は第119条第1項の規定による許可を受けた漁業により特定水産資源を採捕した場合にあっては、これらの許可に係る許可番号
- (3) 法第60条第1項に規定する漁業権（以下この号において「漁業権」という。）の内容たる漁業により特定水産資源を採捕した場合にあっては、当該漁業権の免許番号
- (4) 法第120条第1項又は第121条第1項の規定による指示に基づく承認を受けた漁業により特定水産資源を採捕した場合にあっては、これらの承認に係る承認番号
- (5) 船舶を使用する漁業により特定水産資源を採捕した場合にあっては、当該船舶の漁船登録番号及び名称（代理人による報告）

第3条 特定水産資源の漁獲量等の報告をしようとする者は、当該特定水産資源の漁獲量等の報告をすることを代理人に委任したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。当該委任を解除したときも、同様とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。
(海洋生物資源の採捕の数量等及び漁獲努力量等の報告手続を定める規則の廃止)
- 2 海洋生物資源の採捕の数量等及び漁獲努力量等の報告手続を定める規則(平成8年兵庫県規則第97号)は、廃止する。
(海洋生物資源の採捕の数量等及び漁獲努力量等の報告手続を定める規則の廃止に伴う経過措置)
- 3 漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号。以下「改正法」という。)の施行の際現に改正法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第5条第1項に規定する第1種指定海洋生物資源として定められている海洋生物資源については、改正法の施行の日から起算して1年を経過する日(当該日までに当該海洋生物資源が改正法第1条の規定による改正後の法第11条第2項第3号に規定する特定水産資源として定められた場合にあつては、当該特定水産資源に係る同号に規定する管理年度の開始の日の前日)までの間は、前項の規定による廃止前の海洋生物資源の採捕の数量等及び漁獲努力量等の報告手続を定める規則の規定は、なおその効力を有する。